

大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第12号

大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大和市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年大和市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

中央森林東側地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された中央森林東側地区地区計画において地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第2に次のように加える。

中央森林東側地区地区整備計画区域	A地区	(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) 公衆浴場 (3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) ホテル又は旅館 (7) 自動車教習所 (8) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 (9) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） (10) 倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの (11) 公会堂又は集会場 (12) 展示場 (13) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が25平方メートル以下のもの (14) 病院 (15) 法別表第2（に）項第2号に掲げる工場 (16) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分その用途に供するもの
------------------	-----	--

	<p>(17) 事務所で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの</p> <p>(18) 前各号に掲げる建築物以外で、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの（優れた地域環境の創出に特に寄与すると市長が認めたものを除く。）</p>
B地区	<p>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6) ホテル又は旅館</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>(9) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(10) 倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(11) 公会堂又は集会場</p> <p>(12) 展示場</p> <p>(13) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が25平方メートル以下のもの</p> <p>(14) 店舗、飲食店その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(15) 前各号に掲げる建築物以外で、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの（優れた地域環境の創出に特に寄与すると市長が認めたものを除く。）</p>
C地区	<p>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(2) 公衆浴場</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(6) ホテル又は旅館</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>(9) 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(10) 倉庫で、その用途に供する部分の床面積の合</p>

		<p>計が1,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(11) 公会堂又は集会場</p> <p>(12) 展示場</p> <p>(13) 共同住宅又は長屋のうち住戸の部分の床面積が25平方メートル以下のもの</p> <p>(14) 前各号に掲げる建築物以外で、床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの（優れた地域環境の創出に特に寄与すると市長が認めたものを除く。）</p>
--	--	---

別表第3に次のように加える。

中央森林東側地区地区整備計画区域	A地区及びB地区	120平方メートル（都市計画法第12条の5第2項第1号イに掲げる道路（以下「地区施設道路」という。）により、敷地面積が減少し、適合しなくなるものは除く。）
	C地区	500平方メートル（地区施設道路により、敷地面積が減少し、適合しなくなるものは除く。）

別表第4に次のように加える。

中央森林東側地区地区整備計画区域	A地区及びB地区	<p>外壁等の面から道路境界線（隅切り部分を除き、地区施設道路にあつては、当該道路の境界線をいう。以下同じ。）までの距離にあつては、0.75メートル（敷地面積が120平方メートル未満を除く。）、隣地境界線までの距離にあつては、0.5メートル。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫は除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6メートル以下であるもの</p>
	C地区	<p>外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離にあつては、3メートル（敷地面積が5,000平方メートル未満の敷地にあつては、道路境界線までの距離にあつては、0.75メートル、隣地境界線までの距離にあつては、0.5メートル）。ただし、建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫は除</p>

		く。)に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (3) 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.6メートル以下であるもの
--	--	--

別表第5に次のように加える。

中央森林東側地区地区整備計画区域	全地区	地盤面から3.1メートル
------------------	-----	--------------

附 則

この条例は、大和都市計画中央森林東側地区地区計画に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による告示の日から施行する。